

土砂等の埋立て等による土壌の
汚染及び災害の発生の防止に関
する条例

申請の手引き

八千代市

平成28年4月

はじめに

この条例は、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等から発生する土壤汚染を防止するとともに、土砂等の不適正な埋立て・盛土・たい積から発生する災害を防止するため、平成9年7月に制定された千葉県の条例と歩調を合わせ、県条例では規制できない、500平方メートル以上3,000平方メートル未満の事業について規制するため、平成9年12月24日に制定し、平成10年4月1日から施行することとなったものです。その後も一部改正を行いながら施行しております。

この手引きは、土砂等の埋立て等を実施される皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法等を解説したものです。

条例の主旨を十分理解され、土砂等の埋立て等による土壤の汚染や災害の発生の防止に十分留意されるようお願いいたします。

<問い合わせ・申請先>

八千代市安全環境部クリーン推進課不法投棄対策班

電話 047-483-1151（内線2234～5）

指定事業申請の手引き 目次

I 指定事業許可申請書等作成要領

- 1 指定事業許可申請書記載要領・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 指定事業（一時たい積指定事業）許可申請書記載要領・・・ 5
- 3 指定事業変更許可申請書記載要領・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 指定事業譲受け許可申請書記載要領・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 指定事業の構造計算について・・・・・・・・・・・・・ 10
- 6 施工計画書について・・・・・・・・・・・・・ 11

II 土砂等埋立て等事業の許可申請について

- 許可申請概要・・・・・・・・・・・・・ 13
- 許可後の諸手続きについて・・・・・・・・・・・・・ 14

○指定事業許可申請書等作成要領

1. 指定事業許可申請書記載要領

- 申請書は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- 提出部数は正本1通、副本1通の2部とする。（副本は写しで可）
- 図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

(1) 目次

申請にあたっては申請書添付書類についての目次を作成すること。原則として、指定事業許可申請書の必要書類チェック表の順で作成すること。

(2) 指定事業許可申請書（規則第3号様式）

- ①申請者：指定事業を行おうとする事業者を記載し、実印を押印し、申請者の印鑑登録証明書（法人にあっては代表者印の印鑑登録証明書）及び住民票（法人にあっては登記事項証明書）を添付すること。

また、住民票（法人にあっては登記事項証明書）及び印鑑登録証明書は申請する日前3月以内に発行されたものに限る。

- ②法定代理人の氏名及び住所：

申請者が未成年者の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、住民票を添付すること。

- ③指定事業区域の位置：

事業区域だけではなく事業場（埋立て等区域及び指定事業のための搬入路、現場事務所を含む）の地番全てを記入すること。（一部の場合は地番の後に「の一部」と表示すること）また、記載しきれない場合は、別紙に一覧表を添付すること。

- ④指定事業区域の面積：

実測の求積図等を添付すること。（登記上の面積で申請し、完了時に実測面積等が異なった場合、変更申請が必要となる場合があるので注意すること。）

- ⑤現場事務所その他指定事業に供する施設の設置計画及び位置：

1/250～1/500 程度の縮尺の図面を添付すること。

⑥現場責任者の氏名及び職名：

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。
ただし、他の指定事業と兼務することはできない。

⑦指定事業に使用される土砂等の量：

搬入する土砂等の量を積算した使用土量計算書（土量変化率を考慮したもの。）を添付すること。

別紙「指定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」の予定量の合計に概ね合致すること。

⑧指定事業の期間：

指定事業を行う期間（3年以内とする。）を記載すること。指定事業場が自己の所有でない場合については、当該土地について借地等の使用権限の明らかな書類（指定事業区域外土地使用承諾書・指定事業区域内土地使用同意書・指定事業区域内施工同意書等）の契約期間の範囲内とする。

⑨指定事業が完了した場合の指定事業区域の構造：

規則「別表2」に掲げる構造のとおりとし、施工の前後の構造が判別できる 1/250～1/500 程度の断面図等とし、必要に応じ、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。

⑩指定事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項：

発生場所、発生元事業者名、当該発生元からの搬入予定量、搬入についての日最大量、搬入期間及び土砂等の性質（表-1土質区分基準を参考のこと）について、別紙「指定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」に記載すること。予定量の合計が指定事業に使用される土砂等の量におおむね合致すること。なお、備考欄に当該発生元事業者の連絡先等を記載すること。

⑪指定事業が施工されている間において、指定事業区域以外への当該指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置：1/500 程度の平面図等に必要な措置

を講じたものを作成すること。なお、表土の流出の可能性がある場合には、高さ1 m程度の板柵を設置すること等により防止するものとし、沈砂地（調整池）、堰堤等の位置及び構造を記した図面を添付すること。

(3) 現場責任者であることを証する書面：

事業者が定めた当該指定事業の現場責任者であることが確認できるもの。

(4) 指定事業区域の位置図：

1/25000 程度で、道路・地勢等周辺の状況が判明できるもの。

(5) 指定事業付近の見取図

1/2500 程度で指定事業区域の周辺の状況（住居や公共施設等）が判明できるもの。

(6) 搬入経路図：

土砂等の発生場所ごとの現場から当該許可申請地までの土砂等の搬入経路を記載すること。

(7) 指定事業区域の（実測）平面図・縦断図・横断図

1/250～1/500 程度で作成し、指定事業施工前の現況及び施工後の形状が判別できるもの。縦、横断図は形状が確認できるピッチの縦横のものとする。また、平面図には指定事業区域について隣地との境界杭等を明示すること。

(8) 指定事業区域の登記事項証明書

指定事業区域の土地の登記事項証明書で、申請する日前3月以内に発行されたものに限る。

(9) 公図の写し

指定事業区域・事業場を明示し、指定事業区域・事業場並びに隣接地の地目等を記入したもの。又、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。

(10) 指定事業区域外土地使用承諾書・指定事業区域内土地使用同意書・指定事業区域内施工同意書等：

指定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について申請者が使用占有する権限等があることを証する書類等の添付が必要となる。なお、1筆の土地が指定事業場及び区域の双方に該当する場合には、すべての承諾書・同意書を添付するものとする。

①指定事業区域への搬入路が申請者以外が所有する土地を通過する場合は、別紙指定事業区域外土地使用承諾書（又は同様の内容で既に契約等がなされている場合にはその契約書等及び当該土地が自己所有であっても、所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付き所有権移転等の登記がなされている場合についても、同様に当該権利者からの土地使用承諾書等が必要となる。

②指定事業区域については、規則第2条の2第4項（第2号様式の4）の指定事業区域内施工同意書（当該土地が自己所有であっても、所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付所有権移転等の登記がなされている場合についても、同様に当該権利者からの区域内施工同意書が必要となる。）及び当該書類に捺印した土地所有者の印鑑登録証明書並びに事業の施工に影響する権利者の指定事業区域内施工同意書。

（11）構造安定計算書

規則第4条(別表第2)の構造上の基準に基づいて必要に応じて添付する。
なお、計算の根拠となるボーリングデータ、土質試験結果等も添付すること。

（12）施工計画書

①指定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表。

②使用する機械や資材を記載した書類。

③搬入路、地盤改良、排水施設、埋立て等の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別毎に施工方法を記載した書類。必要に応じ図面等を添付すること。

④各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表。

⑤申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の

写しを添付すること。

(13) 擁壁関係書類

擁壁を用いる場合については当該擁壁の概要・構造計算等を明示した書類を添付すること。1/20～1/50 程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は擁壁の裏面の構造が判別できるものであること。

(14) 構造基準適用除外書面

当該指定事業が別表 1 に掲げる森林法他の行為に該当する場合には、当該許可等の許可書又は申請書の写し(受付印のあるもの。)を添付すること。

また、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条及び同法附則第4項に規定する開発行為並びに、八千代市開発行為指導要綱による事業については、事前協議書の写しを添付すること。(緊急を要する場合は、ご相談ください。)

(15) 関係許認可等申請書

この条例以外に指定事業を施工するにあたり、農地転用その他の許認可等が必要で、許認可等がなされている場合は、当該許認可等の許可書等又は、申請書の写し(受付印のあるもの。)を添付すること。

2. 指定事業(一時たい積指定事業)許可申請書記載要領

- ・申請書は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- ・提出部数は正本1通、副本1通の2部とする。(副本は写しで可)
- ・図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

(1) 目次

申請にあたっては申請書添付書類についての目次を作成すること。原則として、指定事業許可申請書の必要書類チェック表の順で作成すること。

(2) 指定事業(一時たい積指定事業)許可申請書(規則第4号様式)

- ①申請者：指定事業を行おうとする事業者を記載し、実印を押印し、申請者の印鑑登録証明書(法人にあっては代表者印の印鑑登録証明書)及び住民票(法人にあっては登記事項証明書)を添付すること。

また、住民票（法人にあつては登記事項証明書）及び印鑑登録証明書は申請する日前3月以内に発行されたものに限る。

②法定代理人の氏名及び住所：

申請者が未成年者の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、住民票を添付すること。

③指定事業区域の位置：

事業区域だけではなく事業場区域及び指定事業のための搬入路、現場事務所を含んだ地番全てを記入すること。（一部の場合は地番の後に「の一部」と表示すること）また、記載しきれない場合は、別紙に一覧表を添付すること。

④指定事業区域の面積：

実測の求積図等を添付すること。（登記上の面積で申請し、完了時に実測面積等が異なつた場合、変更申請が必要となる場合があるので、注意すること。）

⑤現場事務所その他指定事業に供する施設の設置計画及び位置：

1/250～1/500 程度の縮尺の図面を添付すること。

⑥現場責任者の氏名及び職名：

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。ただし、他の指定事業と兼務することはできない。

⑦遮断構造に関する図面：

表土と指定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合については、1/250～1/500 程度の構造が判明する断面図等を添付のこと。

⑧指定事業に使用される土砂等の搬入、搬出予定量：

年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すると共に、別紙「指定事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項」の予定量の合計とおおむね合致すること。

⑨指定事業の施工期間：

指定事業を行う期間（3年以内とする。）を記載すること。指定

事業区域が自己の所有でない場合については、当該土地について借地等の使用権限の明らかな書類（指定事業区域外土地使用承諾書・指定事業区域内土地使用同意書・指定事業区域内施工同意書等）の契約期間の範囲内とする。

⑩指定事業に供する施設及び土砂のたい積の構造：

「別表第3」に掲げる構造のとおりとし、1/250～1/500程度の平面図及び断面図を添付すること。また、当該指定事業区域にたい積できる土砂等の計算書を添付すること。

⑪土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置：

1/250程度の平面図及び立面図に、工法等を記載すること。

(3) 現場責任者であることを証する書面：

事業者が定めた当該指定事業の現場責任者であることが確認できるもの。

(4) 指定事業区域の位置図：

1/25000程度で、道路・地勢等周辺の状況が判明できるもの。

(5) 指定事業区域付近の見取図

1/2500程度で指定事業区域の周辺の状況（住居や公共施設等）が判明できるもの。

(6) 指定事業区域の（実測）平面図・縦断図・横断図：

1/250～1/500程度で作成し、指定事業施工前の現況及び施工後の形状が判明できるもの。

(7) 指定事業区域の登記事項証明書

指定事業の土地の登記事項証明書で、申請する日前3月以内に発行されたものに限る。

(8) 公図の写し

指定事業区域・事業場を明示し、指定事業区域・事業場並びに隣接地の地目等を記入したもの。又、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。

(9) 指定事業区域外土地使用承諾書・指定事業（一時たい積指定事業）区域内

土地使用同意書・指定事業区域内施工同意書等：

指定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について申請者が使用占有する権限等があることを証する書類等の添付が必要となる。なお、1筆の土地が指定事業場及び区域の双方に該当する場合には、すべての承諾書・同意書を添付するものとする。

①指定事業区域への搬入路が申請者以外が所有する土地を通過する場合は、別紙指定事業区域外土地使用承諾書（又は同様の内容で既に契約等がなされている場合にはその契約書等及び当該土地が自己所有であっても、所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付き所有権移転等の登記がなされている場合についても、同様に当該権利者からの土地使用承諾書等が必要となる。

②指定事業区域については、規則第2条の2第4項（第2号様式の4）の指定事業区域内施工同意書、指定事業（一時たい積指定事業）区域内土地使用同意書（当該土地が自己所有であっても、所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付所有権移転等の登記がなされている場合についても、同様に当該権利者からの区域内施工同意書が必要となる。）

及び当該書類に捺印した土地所有者の印鑑登録証明書並びに事業の施工に影響する権利者の指定事業区域内施工同意書。

(10) 施工計画書

①指定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表。

②使用する機械や資材を記載した書類。

③搬入路、地盤改良、排水施設、埋立て等の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別毎に施工方法を記載した書類。必要に応じ図面等を添付すること。

④各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表。

⑤申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写しを添付すること。

(11) 構造基準適用除外書面

当該指定事業が別表 1 に掲げる森林法他の行為に該当する場合には、当該許可等の許可書又は申請書の写し（受付印のあるもの。）を添付すること。

(12) 関係許認可等申請書

この条例以外に指定事業を施工するにあたり、農地転用その他の許認可等が必要で、許認可等がなされている場合は、当該許認可等の許可書等。又は、申請書の写し（受付印のあるもの。）を添付すること。

3. 指定事業変更許可申請書記載要領

- 申請書は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- 提出先、部数

指定事業許可申請書又は指定事業（一時たい積指定事業）許可申請書に同じ。

(1) 指定事業変更許可申請書（規則第 6 号様式）各項目の記載要領、変更許可申請において変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

(2) 添付書類

- ① 変更に係る書類及び図面並びに位置図
- ② 指定事業許可書又は指定事業（一時たい積指定事業）許可書の写し
- ③ 関係法令等許認可書の写し
- ④ 指定事業区域内土地使用同意書（一時たい積指定事業の場合にあっては、指定事業（一時たい積指定事業）区域内土地使用同意書）及び指定事業区域内施工同意書

※期間延長及び区域の拡大について

期間延長の変更は 1 年以内とし、区域拡大の変更は 2 割以内とする。

4. 指定事業譲受け許可申請書記載要領

- 申請書は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- 提出先、部数

指定事業許可申請書又は指定事業（一時たい積指定事業）許可申請書に同じ。

（１）目次

申請にあたっては、申請書添付書類についての目次を作成すること。原則として、当該目次については指定事業譲受け許可申請書の必要書類チェック表の順で作成すること。

（２）指定事業譲受け許可申請書（規則第 18 号様式の 4）

許可申請において申請を行おうとする事項について、その内容及び理由並びに申請者が未成年である場合は、その法定代理人の氏名及び住所を記載すること。

（３）添付書類

- ①申請者の住民票の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書）及び申請者の印鑑登録証明書（法人の場合にあっては、代表者印の印鑑登録証明書）
- ②条例第 5 条の 2 の規定による指定事業区域外土地使用同意書（一時指定たい積事業の場合にあっては、指定事業（一時たい積指定事業）土地使用同意書）及び指定事業区域内施工同意書
- ③申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し
- ④指定事業の位置図及び付近の見取図
- ⑤その他（現指定事業許可書又は指定事業（一時たい積指定事業）許可書の写し）

5 指定事業の構造計算について

（１）安定計算について

指定事業の構造について、規則別表第 2 に基づいて、安定計算を実施する際には、ボーリング調査を実施し、採取した資料により土質試験を行って算定した数値を基に土質定数を決定すること。

また、円弧すべりの安定計算を実施する場合には最低 1 断面につき 2 ヶ所のボーリング調査を行うこと。但し、地層の状況が明らかな場合については 1 ヶ所のボーリングでも可（なお、サウンディング等の調査は必ず実施する

こと)。

(2) 排水施設について

湧水がある土地，地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には，暗渠排水施設の設置等排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置を講ずること。

6 施工計画書について

(1) 施工計画書の記載方法

①現場組織表

現場責任者及び現場の施工体制及び災害等の緊急時の連絡体制を記載すること。

②指定事業に使用する機械，資材

指定事業に使用する機械（重機等）及び資材について，現場に搬入する時期，種類及び数量を記載すること。

③施工方法

土砂等流出防止等の条例における災害の発生防止の目的に合致した規則別表第2に基づいた施工方法をとることとし，個別の工事ごとの施工方法やその工程などを詳細に記載した書類とすること。具体的には，搬入路，地盤改良，排水施設，堰堤，法面整形，埋立て等の方法など個別の工事工程ごとにその施設等の設置方法及び施工等を盛り込んだ施工図面及びこれを補足する文言等を記載した書類とすること。

土砂等の埋立て等の方法は，原則として高さ5 mごとに幅1 m以上の小段を設けること。1段ごとに施工するか，層状に埋立て等を行いその都度の法面の整形を行う方法とする。

④工程表

指定事業に係る工事の種別，段階ごとに，災害の発生防止の目的に合致した施工工程としたバーチャートで記載した工程表とすること。

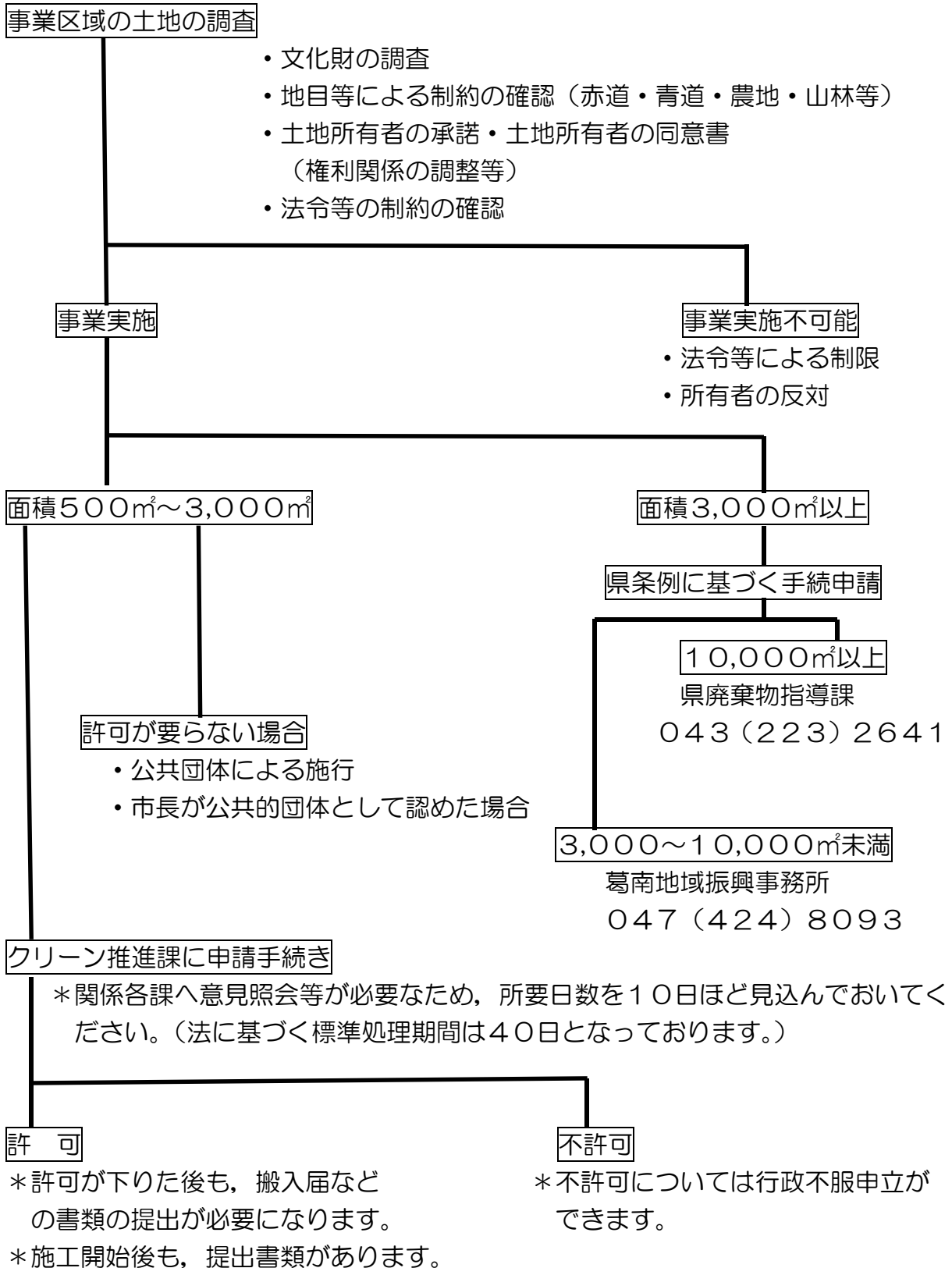
(2) 施工段階ごとの確認

土砂等の流出等による災害の発生を防止する観点から，必要な施工段階に

において、市職員が立会確認をするので施工方法、工程表にその旨記載すること。

II 土砂等の埋立て等事業の許可申請について

○許可申請概要



○許可後の諸手続について（申請・届出書等については正副2部を提出）
副本はコピー可

許 可

着 手 届

- ・標識の設置
 - ・土砂等の搬入路
 - ・区域界の明示
- これらの準備ができましたら、クリーン推進課にご連絡ください。職員が立ち会います。

搬 入 届

- ・搬入届は5,000m³毎に作成して提出してください。
- ・発生場所が異なるものについては、別途搬入届けが必要になります。

定期報告

- ・指定事業状況報告書
- ・指定事業地質等検査報告書（6ヶ月毎、完了時）
- ・土砂等管理台帳（各月で整理）

軽微な変更

- ・変更がある場合には必ず担当課現地確認をして貰った上で、手続きをしてください。

指定事業の相続・承継

- ・会社の承継、相続等が発生した場合は必ず届出をしてください。

指定事業の廃止・中止

- ・事業の必要が無くなった場合、継続が困難になった場合には必ず廃止届け・中止届を提出してください。

指定事業の終了

- ・許可された期間内に事業が完了しない場合は、終了の手続きが必要になります。

指定事業完了事前届

指定事業完了届